

子どもの貧困についての分析

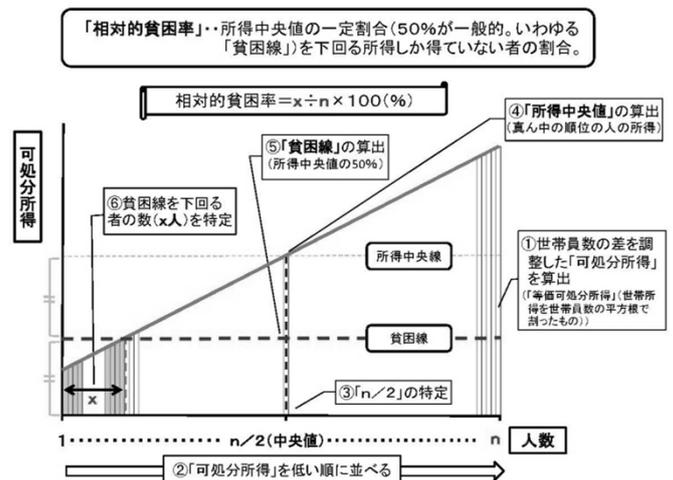
貧困の代表的な定義には、所得額が、人間が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、所得額が一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」という2つの種類があります。

子どもの貧困の状況を把握するために、本調査では相対的貧困率を用います。OECD（経済協力開発機構）では、「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない」割合を、相対的貧困率としています。

本調査では、平成27年国民生活基礎調査に準じて、同調査の等価可処分所得の中央値（244万円）の2分の1である122万円を貧困線と定めます。

《参考 本調査における等価可処分所得の求め方》

- ①世帯人員数：世帯人員から「生計が別」である人数を除いた、子どもと同一生計の世帯人員を算出。
- ②可処分所得：収入から税金や社会保険料等を除いた金額（いわゆる手取り収入額）。
- ③②を①の平方根で除して、世帯の1人あたりの所得額である「等価可処分所得」を算出する。



（出典：厚生労働省ホームページ，<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>）

本調査では、貧困と非貧困の差異のみならず、貧困線を上回る程度による差異を把握することができるよう、平成27年国民生活基礎調査の等価可処分所得の中央値244万円と中央値2分の1である貧困線の122万円を基準として、下記の4つの所得区分を設定しました。

	区分	定義
↓ 貧困線	所得区分Ⅰ	122万円（貧困線）未満
	所得区分Ⅱ	183万円（Ⅰの1.5倍）未満
	所得区分Ⅲ	244万円（Ⅰの2倍）未満
↑ 中央値	所得区分Ⅳ	244万円（Ⅰの2倍）以上
	合計（等価可処分所得算出可能）（n）	